

## 御嵩町地域防災計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

- 1 実施期間 令和7年2月13日（木）～ 令和7年3月4日（火）  
 2 意見提出件数 2件  
 3 提出された意見と町の考え方

該当箇所	寄せられたご意見（要約）	町の考え方（回答）
P98、99	指定緊急避難場所に広くて亜炭鉱廃坑陥没のリスクのない伏見グラウンドを加えてほしい。 地域の公民館でエアコンが設置されているところは避難所にならないか。	指定避難所及び指定緊急避難場所の指定は、施設の安全性や収容能力、立地等を踏まえ決定しています。
-	災害時の安否確認システムを防災計画に入れてほしい。 安否確認タオルを全世帯に配布してほしい。 防災訓練を春と秋の2回開催してほしい。（春は水害訓練、秋は地震訓練として）	地域防災計画は町及び関係機関が災害時にどのような業務を行うか計画化したものであり、安否確認の具体的な手法や防災訓練の開催方法は別途定めてまいります。
P75～P79	自治会（自主防災組織）防災リーダーの役割、立ち位置を明確化してほしい。防災リーダーの中で、希望者に対して委嘱状を交付し、支援の担保を付けてほしい。 自治会長に災害時における報酬支払をルール化してほしい。	地域防災計画では地域防災活動の推進を図る目的で、自主防災組織の平常時や非常時の役割を明記しており、防災リーダーについても自主防災組織の中心的役割を担うものとして位置づけています。既に役割は明確化されており、別途委嘱状を交付する予定はありません。 また、災害時は町民の皆様のご自助・共助により対応していくものと考えており、自治会長に報酬支払する制度を設ける予定はありません。
P98、99	指定避難所と指定緊急避難場所すべてが兼となっているが区分する意味があるか。 S1 D1など一目見たときに意味がわかりにくい表現があり、適切な表現を検討してほしい。	今回、指定避難所兼指定緊急避難場所を20カ所、指定避難所を1カ所、指定緊急避難場所を1カ所指定しています。 指定避難所、指定緊急避難場所はそれぞれ指定の目的が異なり、また場所によって対応できる災害も異なるため、それらを示すために必要な表記を行っています。 地域防災計画は業務計画であり、必要な事項は全て記載する必要がありますので、ご理解願います。
-	指定避難所や指定緊急避難場所、どの程度の災害時にどこに避難するのか一目でわかるようなA3程度の地図作成を検討願います。	地域防災計画は町及び関係機関が災害時にどのような業務を行うか計画化したものです。 現在、町では防災ハザードマップを作成し庁舎窓口での配布及び町ホームページ上で公開しておりますのでご活用ください。